（公印・契印省略）

総 基 用 第 71号

令和８年７月29日

KDDI株式会社

代表取締役社長　松田　浩路　殿

総務大臣

林　芳正

通信の秘密の保護の徹底に向けた措置について（指導）

１　本事案の概要

貴社から提出のあった令和８年７月６日付け「通信の秘密の漏えいに関する報告書（詳報）」及び同日付け「総基用第54号文書に関するご報告」によれば、本件は、貴社が複数のインターネットサービスプロバイダ向けに提供するメールシステム（以下「本システム」という。）において、令和８年５月16日から同年６月17日までにかけて、外部からの不正アクセスに起因して、ユーザーのメールアドレスやメールシステムへログインするためのパスワード等のメール関連情報が漏えいし、パスワードを窃取した第三者において、約762万人のユーザーのメールボックス内の情報が閲覧可能な事態となっていた事案（以下「本事案」という。）である。これは、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第４条第１項に規定する通信の秘密の漏えいであると認められる。

本事案は、貴社が本システムに導入していたソフトウェアにおける脆弱性を悪用されたことに加え、複数のセキュリティ上の問題点が重なったことにより発生した。通信の秘密の保護の観点から、メールシステムにおいては本来多層的な防御態勢が敷かれるべきであるにもかかわらず、それが有効に機能せず、結果として、約762万人もの通信の秘密が漏えいする事態を招いた。特に、貴社の設備から漏えいしたパスワードは、暗号化等の安全管理措置が講じられない状態で保存されていたという事情は看過できない。本事案により、多数のユーザーにおいて任意的又は強制的なパスワードの変更が必要となったことを踏まえると、利用者に与えた影響は大きく、電気通信事業に対する利用者の信頼が大きく損なわれたことは、当省として極めて遺憾であり、貴社に対しては、

徹底した再発防止に努めるよう、厳重に注意する。

また、貴社は原因の特定や対処を行ったうえで、本事案の公表を行ったとのことであるが、本事案を最初に覚知したプロバイダ１社より第一報を受けてから、本事案の公表まで22日間を要したことは、迅速な対応とは言い難い。電気通信事業者における様々なセキュリティ事案の脅威が増大している現況下においては、今後、同様の事態が発生する可能性は否定できず、事案発生時の対応能力の一層の向上を図る必要があると考えられる。

２　本事案を踏まえた対応

本事案を踏まえた再発防止策として、貴社は、ソフトウェアのアップデートやネットワーク設備監視体制の強化等を実施しているほか、原因となった脆弱性の修正や、よりセキュリティ強度の高い通信規格への移行を早期に進める等の対策を行うとのことである。当省としては、今後同様の事態が発生しないよう、システムにおける多層的な防御態勢の再検討を含む再発防止策の徹底及び加速を求める。また、これに加え、中長期的な再発防止策に係る対応として、セキュリティ事案発生時における対応能力の向上が必要と考えられる。本事案の認識直後における、原因特定のための設備使用状況の確認等の技術的な初動対応、対応要員の確保・配置及び経営層への報告体制を含む社内体制の整備が迅速かつ適切であったか並びにプロバイダ等の関係事業者への情報共有が適時に行われていたかを改めて確認の上、今後に向けた全社的な体制改善を強く求める。

加えて、利用者保護の観点から、今後も利用者に対する本事案に関する適切な情報提供を継続するとともに、二次被害が発覚した場合における適切な支援、対応の実施を求める。

また、電気通信事業者における様々なセキュリティ事案の脅威が増大している現況下においては、将来的なセキュリティ水準の向上に向けた取組が業界横断的に行われることが望ましい。貴社においては、セキュリティ強度の高い通信規格への移行等に関して、情報通信業界全体におけるサイバーセキュリティ水準の向上に貢献していただきたい。

貴社におかれては、(i)再発防止策の実施状況、(ii)二次被害に係る状況について、令和８年８月31日までに当省に対して報告を求めるとともに、その後、本指導を実施した令和８年７月29日から起算して少なくとも１年間は、四半期ごとに報告をされたい。

（以上）